

商品造成事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、日本遺産「会津の三十三観音めぐり」を活用した旅行商品の新規造成により、会津地域への新たな旅行需要の創出を図ることを目的に、該当する商品を造成・実施した事業者に対し交付する日本遺産「会津の三十三観音めぐり」商品造成補助金に関し、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 会津地域に所在し、旅行業法（昭和27年法律239号）第3条の規定に基づく登録を受けている企業及び各種団体とする。

(補助対象事業)

第3条 一般旅行を対象とする以下の要件を満たす個人向け「募集型企画旅行」（旅行事業者又は団体が、目的地、日程、交通手段、宿泊先などをあらかじめ設定し、広告等によって不特定多数の参加者を募集して実施する旅行をいう。）を補助対象とする。ただし、既に旅行商品として実施している既存の内容の旅行商品は、補助対象外とする。

- (1) 日本遺産「会津の三十三観音めぐり」を主題とする商品であること。
- (2) 日本遺産「会津の三十三観音めぐり」ストーリーの構成文化財を5か所以上行程に含めること。
- (3) 会津地域外に在住する方を募集対象にした商品であること。
- (4) 複数の市町村にまたがる広域的な商品であり、宿泊を伴う内容であること。
- (5) 詳細の内容については、極上の会津プロジェクト協議会と協議の上決定すること。

(補助対象期間)

第4条 補助対象期間は単年度限りとし、令和2年3月20日までを事業期間とする。ただし、継続した補助により事業効果の向上に繋がると認められる場合には、3年を限度として補助することができる。

(補助対象経費及び補助限度額)

第5条 当該補助制度に関する補助金は、日本遺産「会津の三十三観音めぐり」商品の造成・催行に係る以下の経費を対象とし、審査の上、予算の範囲内で交付するものとする。

- (1) バス等移動に要する経費
- (2) パンフレット及びチラシ等の作成に要する経費
- (3) 広告の掲載に要する経費
- (4) 講師依頼に要する経費

2 1 旅行商品あたりの上限額は、下記のとおり当該旅行商品への参加者数により定める。

- (1) 参加者数20人以上：補助上限額200,000円
- (2) 参加者数10人以上19人以下：補助上限額100,000円

(交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、受付期間内であって旅行実施の14日以上前に極上の会津プロジェクト協議会長（以下「会長」という。）あてに補助金交付申請書（第1号様式）に添付書類を添えて補助事業の認定申請を行わなければならない。

- (1) 受付期間 令和元年6月1日から令和2年3月1日

(2) 添付書類

① 事業計画

② 商品企画書（全行程・価格・宿泊施設等の記載があるもの。）

(交付決定)

第7条 会長は、前条の申請があった場合には、内容を審査し、適当であると認めるときは、通知を行うものとする。

(変更等の承認)

第8条 前条の規定により補助金の決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補助対象事業の内容を変更（軽微な変更を除く）、または中止・廃止しようとする場合、補助金変更（中止・廃止）承認申請書（第2号様式）を会長に提出し、承認を得なければならない。

(事業報告等)

第9条 補助事業者が補助金の交付を受けるためには、補助事業完了後20日以内または令和2年3月20日までのいずれか早い日までに、補助金実績報告書（第3号様式）及び補助金交付請求書（第4号様式）を、会長に提出しなければならない。

(補助金の支払)

第10条 会長は、前条の実績報告書、及び補助金交付請求書の審査を行い、適当と認められた場合は、速やかに補助金を支払うものとする。

(交付決定の取消等)

第11条 補助事業者が不正に補助金の交付を受けたことが判明した場合は、当該補助金の交付決定の全部または一部を取消すものとする。この場合、補助事業者は、当該取消に係る補助金に相当する金額を速やかに返還しなければならない。

(補助対象事業の全部又は一部中止の場合の措置)

第12条 気象条件や天変地異等、補助事業者の責めによらない不測の事態により、補助対象事業の全部又は一部が中止となった場合は、既に執行済みの経費又は社会通念上取り消すことができない経費のうち、2分の1までを上限に補助対象とすることができる。

2 最少催行人数を満たさず補助対象事業が中止となった場合は、補助金交付の決定を取り消すものとする。

(会計帳簿等の整理等)

第13条 補助事業者は、事業費の収支状況を記載した会計帳簿その他の書類を整理し、事業の完了した日の属する会計年度の翌年度から起算して5年間保存しておかななければならない。

附 則

1 この要綱は、令和元年7月11日から施行する。